

(別添2)

## 読替表（第2章80関係）

読 替 後	読 替 前
<p data-bbox="232 363 452 389">第2章 市町村民税</p> <p data-bbox="255 411 768 437">第10節 先物取引に係る雑所得等に係る課税</p> <p data-bbox="163 464 1084 735">80 当分の間、先物取引に係る雑所得等に係る所得割の額は、法附則第35条の4第4項の政令で定めるところにより計算した金額に係る先物取引に係る課税雑所得等の金額の100分の3に相当する金額とされているが、同項の政令で定めるところにより計算した金額とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した先物取引に係る事業所得の金額_____及び雑所得の金額の合計額であること。</p> <p data-bbox="210 762 752 788">なお、この場合において次の諸点に留意すること。</p> <p data-bbox="199 810 1084 1034">(1) 先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額は、先物取引に係る所得の金額からは控除できるが、それ以外の他の所得の金額から控除できないこととされ、また、先物取引に係る所得以外の所得の金額の計算上生じた損失の金額は、先物取引に係る事業所得_____及び雑所得の金額から控除できないことに留意すること。（法附則35の4④・⑤Ⅱ）</p> <p data-bbox="199 1059 309 1085">(2) 略</p>	<p data-bbox="1189 363 1408 389">第2章 市町村民税</p> <p data-bbox="1211 411 1724 437">第10節 先物取引に係る雑所得等に係る課税</p> <p data-bbox="1131 464 2051 735">80 当分の間、先物取引に係る雑所得等に係る所得割の額は、法附則第35条の4第4項の政令で定めるところにより計算した金額に係る先物取引に係る課税雑所得等の金額の100分の3に相当する金額とされているが、同項の政令で定めるところにより計算した金額とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した先物取引に係る事業所得の金額、<u>譲渡所得の金額</u>及び雑所得の金額の合計額であること。</p> <p data-bbox="1178 762 1720 788">なお、この場合において次の諸点に留意すること。</p> <p data-bbox="1167 810 2051 1034">(1) 先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額は、先物取引に係る所得の金額からは控除できるが、それ以外の他の所得の金額から控除できないこととされ、また、先物取引に係る所得以外の所得の金額の計算上生じた損失の金額は、先物取引に係る事業所得、<u>譲渡所得</u>及び雑所得の金額から控除できないことに留意すること。（法附則35の4④・⑤Ⅱ）</p> <p data-bbox="1167 1059 1276 1085">(2) 略</p>